

ふじのこども園のしおり

(重要事項説明書 別紙)

令和 7 年度版

幼保連携型認定こども園
相模原市立ふじのこども園

電話 0 4 2-6 8 7-5 2 2 2
FAX 0 4 2-6 8 7-2 8 8 3

※本しおりは、お子さんが卒園するまでご使用いただくものとなりますので、ご家庭で保管してください。内容に変更が生じた際は、差し替える場合があります。

■ も く じ ■

児童憲章	1 ページ
こども園の教育・保育を通して育む力	1
教育・保育計画	2
入園に際して	1 保 育 時 間 3
	2 休 園 日 3
	3 日 課 表 3
	4 年 齢 区 分 ・ 組 名 4
5 食 事	4
	6 災害対策・防犯対策 4
	7 災害共済給付制度 5
	8 入園の準備 5
	9 園 生 活 5
	10 家庭での習慣 5
	11 健康管理 6・7・8・9
	12 保育料について 10
	13 預かり保育について (1号認定) 10
	14 登園・降園について 11
	15 その他 11・12
	16 入園までに用意するもの 13

■ 児童憲章（抜粋） ■

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

■ こども園の教育・保育を通して育む力 ■

【こども園で教育・保育を通して育む力】

・知識及び技能の基礎

豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする。

・思考力、判断力、表現力等の基礎

気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする。

・学びに向かう力、人間性等

心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする。

遊びを通して
三つの資質・能力を
一体的に育みます。

【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】

健康な心と体・・・自ら健康で安全な生活をつくりだすようになる。

自立心・・・自分の力でやり遂げる体験などを通じて自信をもって行動するようになる。

協同性・・・友達と一緒に目的の実現に向けて考えたり協力したりするようになる。

道徳性・規範意識の芽生え・・・よいことや悪いことが分かり、相手の立場に立って行動するようになったり、きまりを守ったりするようになる。

社会生活との関わり・・・家族を大切に、身近な人と触れ合って地域に親しみをもつようになる。遊びや生活に必要な情報を役立てて活動したり、公共施設を利用して、社会とのつながりを意識したりするようになる。

思考力の芽生え・・・身近な事象から物の性質などを感じ取ったり、予想したりして、多様な関わりを楽しむようになる。

自然との関わり・生命尊重・・・自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。生命の不思議さなどに気付き、動植物を大切にようになる。

数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚・・・遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しんだりして、興味や関心、感覚をもつようになる。

言葉による伝え合い・・・経験したことなどを言葉で伝えたり、話を聞いたりして、伝え合いを楽しむようになる。

豊かな感性と表現・・・心動かす出来事に触れ、感じたことを表現して、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

※これらは到達目標ではなく、一人一人の発達に応じて育っていきます。

小学校へ

こども園での遊びを通して豊かな心と体を育み、学ぶ楽しさを知ります。また、こども園での体験により教科学習の内容等を実感をもって理解できます。

教育・保育計画

相模原市が目指す幼児教育・保育

「自らの夢をふくらませ、夢に向かって挑戦する子ども」

★ ふじのこども園では、こんな子に育ってほしいと思っています。

意欲と思いやりのある子ども

教育及び保育目標

○心身ともに健やかで、思いやりの心と豊かな感性をもつ子ども

<目指す子ども像>

- ・自分を大切にする子
- ・仲よく遊ぶ子
- ・最後までがんばる子

★ そのために

先生や友達との信頼関係に支えられた生活の中で、「遊び」を大切にした教育及び保育を行っています。

★ どうして「遊び」が大切なのでしょうか

乳幼児期の自発的な「遊び」は、心身の調和のとれた発達の基礎を培う大切な「学習」だからです。

★ 「遊び」はどのように行われるのでしょうか

一人一人の園児が夢中になって遊ぶ中で、発達に必要な体験を積み重ねていくことができるように、綿密な指導計画を立て、継続的な指導を行っています。

★ こども園の生活の特徴にはどんなことがあるのでしょうか

ふじのこども園は、「幼保連携型認定こども園」です。3歳以上の園児は、1日4時間の「遊び」を中心とした教育の時間があります。また、在園時間や登園時間等の違いがある園児一人一人の生活の仕方やリズムに配慮して、1日の自然な生活の流れがつくり出せるように教育・保育の内容やその展開について工夫をしています。

★ 園を運営する上で大切にしていることはどんなことでしょうか

次の8点を重点に運営をしています。

- ① 園児が主体的に活動できるような、人的・物的環境作りに努めます。
- ② 一人一人の心身の発達の実情をよく理解し、個に応じた指導・支援をします。
- ③ いろいろな人や自然とのふれあいを大切にしたい体験活動を推進します。
- ④ 家庭との連携を図り、保護者との相互理解を深めます。
- ⑤ 地域・保育園・小中学校との連携を密にし、地域教育力を積極的に活用します。
- ⑥ 食育・健康教育・運動遊びの充実を図ります。
- ⑦ 園開放や子育て相談を行い、子育て支援に努めます。
- ⑧ 安全な生活環境をつくとともに、命の大切さや安全に対する意識を育てます。

ふじのこども園の重点目標につきましては4月園だより等にてお知らせします。

入園に際して

1 保育時間

- 1号認定のお子さんの保育時間は午前9時～午後2時です。半日保育の日は午前11時30分です。
 ○ 2号・3号認定のお子さんの保育時間は保育の必要量により、2種類に認定されています。

① 保育標準時間 施設・事業者の通常の開所時間の範囲で、原則8時間～最大11時間（延長保育除く）の利用が可能。

② 保育短時間 施設・事業者の定める保育短時間の範囲で、最大8時間の利用が可能。（超えた部分の利用は延長保育扱い）

《2号・3号認定》月曜日～金曜日

	7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
保育標準時間	原則8時間～最大11時間				延長保育
保育短時間	延長保育 (有料)	施設の定める8時間 (8:30～16:30)		延長保育 (有料)	延長保育 (有料)

土曜日 7:00 8:30 16:30 18:00

保育標準時間	原則8時間～最大11時間			
保育短時間	延長保育 (有料)	施設の定める8時間 (8:30～16:30)		延長保育 (有料)

お子さんが、集団生活に慣れるのに時間がかかる場合等は、保護者の方と相談しながら教育・保育を進めていきます。

2 休園日

◆ 1号認定のお子さん	◆ 2号・3号認定のお子さん
土・日曜日・国民の休日 学年始休業（4月1日～4月5日） 夏季休業（7月21日～8月31日） 冬季休業（12月25日～1月7日） 学年末休業（3月26日～3月31日）	日曜日・国民の休日 年末年始（12月29日～1月3日）

感染症の発生、災害等により保育することが困難な場合も休園になることがあります。

3 日課表

時間	2号認定(3～5歳児)・3号認定(0～2歳児)		1号認定(3～5歳児)
7:00	順次登園・保育		
8:00			
9:00	おやつ(0～2歳児) クラスに移動 登園 活動 給食		
10:00			
11:00			
12:00			
13:00	午睡 (0～4歳児)	活動 (2号認定の5歳児は午睡なし)	降園
14:00			
14:30	おやつ 保育・順次降園		預かり保育
15:00			預かり降園
16:00			
16:30			
17:00			
18:00			
18:00～19:00	延長保育		

4 年齢区分・組名

年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
組 名	あ か	あ か	も も	そ ら	ほ し	たいよう

5 食事

○3号認定のお子さんは、園から提供される食事は、主食と副食・おやつ（午前と午後）です。

＊お子さんの発達に合った食事を提供します。

＊母乳を飲んでいるお子さんは哺乳瓶にも慣れておきましょう。

○2号認定のお子さんは、園から提供される食事は、主食・副食・おやつ（午後）です。

1号認定のお子さんは、園から提供される食事は、主食・副食です。

＊給食費は口座振替又は納付書により指定金融機関に納付します。

○献立予定表を毎月、配信または配布します。

○給食費について

0・1・2歳児は保育料に含まれます。3歳児以上のクラスについては、実費徴収により食事を提供します。給食提供申請書によりお申し込みください。（収入等に応じて、給食費の一部が免除になる場合があります。）特別な理由で給食が食べられない場合は園長へご相談ください。

災害等で、休園になった場合の給食費については返金しません。（日額 1号認定児のみ）

6 災害対策・防犯対策

○こども園では、毎月1回以上の災害避難訓練を行っています。なお、震度5弱以上の地震（警戒宣言が発令された場合を含む）の際には、できる限り早く迎えにきてください。また、自然災害等が発生した場合は、開所時間を遅らせたり、お迎えをお願いしたりする場合があります。

風水害等の対応については次の通りです。

1 警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合

（1）保育中の場合

早急なお迎えをお願いいたします。

（2）保育実施前（平日及び土曜日の午前7時まで）の場合

安全のため、登園はお控えくださいますようご協力をお願いいたします。

2 警戒レベル4及び5が発令された場合

（1）休園します。

（2）休園中に解除された場合

・解除後の開園については、園から別途お知らせします。

・当園の避難場所は（園庭又は正門前 ⇒ふじのマレットゴルフ場 ⇒藤野中学校）です。

・園における児童の安全管理体制の拡充や保護者の利便性向上等を図るため、登園管理システムの保護者アプリ（以下保護者アプリ）に登録してください。

＊登録につきましては別紙をご覧ください

・災害時は保護者アプリで情報を確認してください。

○こども園では安全管理のため、出入り口を制限しています。また防犯訓練も年数回行っています。

7 災害共済給付制度

こども園では、日頃から園児の安全に十分気をつけていますが、子どもが成長する過程や集団生活の中ではけがをすることもあります。万一の事故に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

こども園で教育・保育を受けているときや通常の経路での登降園途中のけが等で、事故が発生した時には、市の医療費助成（小児医療費助成やひとり親家庭等医療費助成等）の医療証を使用せず、「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付」を優先してご利用いただくことをお願いしています。（診療報酬 500 点以下、健康保険外の費用は災害共済給付の対象となりません）

8 入園の準備

- (1) 別にお渡しする登降園等調査票、児童家庭調査票等の書類については、必要事項を記入し、指定日までにお届けください。
- (2) 入園までに用意するものについては、別に記載されていますので、ご参照ください。

9 園生活

- (1) こども園への送り迎えの方法等は、あらかじめ届け出た登降園等調査票に沿って行うようにしてください。変更がある場合には、事前にご連絡ください。
- (2) 欠席や事情により、登降園等調査票に届け出た時間より登園が遅くなる場合は、保護者アプリにて午前 9 時までに（バス利用申請者は、午前 7 時 30 分～午前 7 時 45 分の間に電話連絡と保護者アプリ両方）に連絡してください。
- (3) 印刷物による連絡事項もありますので、毎日通園リュックの中を確認してください。なお、緊急の連絡事項は保護者アプリでの配信やこども園に掲示します。
- (4) 衣服、持ち物にはすべてに名前をつけてください。
- (5) 服装は、動きやすく着脱のしやすいものにしてください。靴や上履きは、足に合ったものにしてください。
- (6) 名札は、毎日園でつけてください。
- (7) 外靴・上履き・カラー帽子・シーツ（2 号・3 号認定のお子さん）を週末に持ち帰り、洗って週明けに持ってきてください。
- (8) お子さんのクラスの生活の様子やお知らせ、お願い事項などは掲示板及び保護者アプリでの配信でお知らせしますので、毎日必ず確認してください。
- (9) 手拭き用タオルは毎日取り替えてください。

10 家庭での習慣

基本的な生活習慣（食事・睡眠・衛生・着脱・排泄等）を身につけるようにしましょう。

- (1) 朝食は、必ず食べましょう。
- (2) 洗顔、歯みがき、手足の清潔、つめ切りを習慣づけましょう。
- (3) 排便は、毎朝すませるように習慣づけましょう。
- (4) 交通安全に心掛け、登降園の順路は決めておきましょう。
- (5) 早寝・早起きを習慣づけましょう。

11 健康管理

- (1) こども園では、園児の健康管理のため乳幼児健康診査、歯科健診は年に2回受診することが、学校保健安全法により義務付けられています。健診日には登園し、受診してください。また発育測定、尿検査等を行います。

＊こども園での乳幼児健康診査について

こども園では、一人一人の発育、発達の状況を確認し、健やかな育ちを促すために、園医による健康診査を実施しています。健康診査では、お子さんの年齢（月齢）に応じた発育・発達の確認や病気の早期発見のため、全身的なチェックを行うことがありますので、保護者の皆様にはご了承くださいませようお願いいたします。

【全身チェックの例】

4か月 首のすわり（運動機能の発達）・1歳児 心音の確認（心臓の病気）
1歳5か月 歩き方（運動機能の発達）
1歳6か月 大泉門チェック（大泉門閉鎖の確認）
2歳・4歳 斜視チェック（目を動かす筋肉・神経の異常） など

- (2) お子さんにアレルギー体質等がある場合は、必ず申し出てください。
- (3) 食物アレルギーで食物除去等が必要な場合には、医師の診断による「生活管理指導表」に基づいて行います。
- (4) 市で行う乳幼児健康診査、予防接種は各家庭で受け、結果や接種内容を連絡してください。予防接種を受ける際には、接種後に保護者が経過観察できる時間帯をお勧めします。
- (副反応がある場合があるため)
- (5) お子さんの様子が普段と違うとき（熱がなくても元気がないとき等）は、口頭で連絡してください。24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、または解熱剤を使用している場合、朝から37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく、食欲がないなどの場合は、登園をお控えください。
- (6) 薬は原則としてお預かりできません。
- ＊こども園では、主治医から乳幼児に出された薬は、元来その保護者が与えるべきであると考えています。医療機関を受診される際には、園に通園していることや教育・保育時間を主治医に伝え、家庭での服薬で対応できるようにご相談ください。なお、アレルギー性疾患や中耳炎等、慢性の経過をたどるもので、教育・保育時間内の服薬が必要とされ、やむを得ず保護者が与えることが出来ない場合は、ご相談ください。
- (7) お子さんが体調不良の場合、こども園から様子をお伝えしますので、速やかにお迎えに来てください。（連絡先は必ず連絡の取れる番号をお知らせください）こども園は集団生活の場であるため、病院へ受診をし、医師にこども園に通っていることを伝え、登園のめやすを確認してください。
- (8) こども園では安全面に気をつけて保育をしていますが、子どもの成長発達において思わぬ怪我をすることがあります。怪我の状態によっては病院へ受診することがありますが、その場合には園から保護者の方へ連絡を入れさせていただきます。

(9) 乳幼児のかかりやすい病気は、**下表**のとおりです。

表の1～9までの疾病については、登園する際に「登校・登園許可等証明書」が必要です。

表の10疾病については、登園はできますが、「登校・登園許可等証明書」が出るまではプールに入ることができません。

＊「登校・登園許可等証明書」は、市内の病院、医院とこども園にあります。

＊表のア～ケは、登校・登園許可等証明書は不要ですが、必ず受診し医師の診断を受けてください。

表のア～ケは、「登校・登園許可等証明書」は不要ですが、必ず受診し、医師の診断を受けてください。

病 名			主 要 症 状
登校・登園許可等証明書が必要	1	百日咳	熱がなく特有の咳・夜間に多い
	2	麻疹（はしか）	発熱・くしゃみ・結膜炎・発疹
	3	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発熱・耳の下がはれる
	4	風疹（三日ばしか）	軽いかぜ症状・発熱とともに発疹
	5	水痘（みずぼうそう）	発熱とともに水疱のある発疹
	6	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・のどの痛み・結膜の充血・目やに
	7	溶連菌感染症	高熱・咽頭痛・発疹
	8	流行性角結膜炎	結膜の充血・眼瞼のはれ・目やに
	9	急性出血性結膜炎（アポロ病）	結膜の充血・眼瞼のはれ・目やに
	10	伝染性膿痂疹（とびひ）	あせも等に化膿菌が入って水疱ができ次々に広がる
病 名			主 要 症 状
登校・登園許可等証明書が不要	ア	流行性紅斑（りんご病）	軽度の発熱・顔面の紅斑
	イ	インフルエンザ	発熱・咳・のどの痛み・関節の痛み
	ウ	感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルスを含む）	下痢（水様便）やおう吐の回数が多く、かぜのような症状をとともう
	エ	急性角膜炎（8・9を除くもの）	眼の充血及び痛み
	オ	手足口病	手のひら、足のうら、口の中に米粒大の水疱
	カ	ヘルパンギーナ	発熱・のどの痛み・のどの奥に水疱や潰瘍
	キ	RSウイルス	発熱・鼻汁・特有の咳・呼吸困難
	ク	マイコプラズマ肺炎	発熱・徐々に激しくなる咳・頭痛
	ケ	新型コロナウイルス	発熱・鼻水・咳・頭痛・倦怠感・味覚異常・臭覚異常

＊24時間以内に、複数回のおう吐または下痢がある場合やその症状と同時にいつもより体温が高いなどの症状が見られる場合は、集団感染防止のため、お子さんの登園を控えていただきますようお願いします。

特に、感染症にかかった時は受診し、医師に登園のめやすを確認して下さい。

感染症にかかったときの登園のめやす

保育所等における感染症罹患後の登園基準は、こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止の期間の基準に準じて定めています。なお、令和5年4月に学校保健安全法施行規則が改正され、予防すべき感染症の種類が追加されました。

感染症		登園基準
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（ <u>幼児にあっては3日</u> ）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下（がっか）腺又は舌下腺の主張が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発しん消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂（か）皮化するまで
	咽頭結膜熱	主な症状（発熱、咽頭発赤、眼の充血）が消失してから2日を経過するまで
	結核	医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	流行性角結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157 O-26 O-111 等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し48時間あけて連続2回の検便によっていづれも菌陰性が確認されたもの

図1：「解熱後3日を経過するまで」の考え方

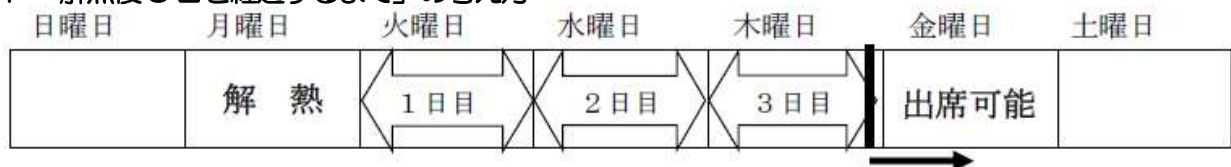


図2：インフルエンザ・新型コロナウイルスに関する出席停止期間の考え方



※解熱した後2日（幼児の場合は3日）を経過している必要があります。

※インフルエンザは解熱後3日、新型コロナウイルスは症状軽快後1日を経過している必要があります。

感染性胃腸炎について

感染性胃腸炎とは？

感染性胃腸炎の多くの原因となっているのがノロウイルスです。感染者の便には 1g 中に 1 億個、おう吐物には 100 万個は含まれていると言われています。

(潜伏期間) 1 日～2 日

(症状) 発熱、吐き気、おう吐、水様性下痢

(経過) 通常 3 日ほどで回復しますが、症状が治まっても 2 週間から 3 週間は便にウイルスが排出されます。(2 週間から 3 週間は他の人に感染させる恐れがあります。)

どうやって感染するの？何をすればよいの？

1. 人の手指やおもちゃを介して

ウイルスの含まれた便・おう吐物から手指・おもちゃなどを介して感染し発症します。

2. 汚物から

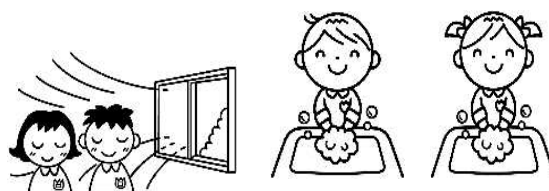
便やおう吐物が乾燥するとウイルスが空中を漂い、それを吸い込むことで感染します。

3. 二枚貝等の生食から

ウイルスが蓄積・付着した食物を十分に加熱せずに食べることで感染します。

【対策】

- ・手洗いをしましょう。
- ・汚物処理に際しては、十分に換気をしマスクも着けましょう。
- ・調理器具の洗浄・消毒をしましょう。
- ・貝類の生食は、気を付けましょう。



いつもと違うこんな時は子どもからの不調のサインです！

- ・親から離れず機嫌が悪い(ぐずる)
- ・元気がなく顔色が悪い
- ・きっかけがないのに吐いた
- ・便がゆるい
- ・いつもより食欲がない

こども園ではどんなことをしているの？

- ・手洗い、排泄物・おう吐物の処理方法を徹底しています。
- ・消毒の頻度を増やすなど、発生時に対応した施設内消毒を実施しています。

【保護者の皆様へ】

24時間以内に、複数回のおう吐または下痢がある場合やその症状と同時にいつもより体温が高いなどの症状が見られる場合は、集団感染防止のため、お子さんの登園を控えていただきますようお願いいたします。特に、感染症にかかった時は受診し、医師に登園のめやすを確認して下さい。

<消毒液の作り方>

市販の塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウムを含むもの)を使用した場合

★おう吐物や便で汚染された場所や衣類の消毒用

500ml ペットボトル1本の水にペットボトルのキャップ2杯分(0.1%消毒液)

★使用後の便座や水道の蛇口、ドアノブ、床、浴槽内、おもちゃなどの消毒用

500ml ペットボトル1本の水にペットボトルのキャップ半分(0.02%消毒液)

12 保育料について

○保育料は、職員の人件費や施設の維持管理費等、こども園を運営する経費として保護者の皆さまにご負担いただくもので、その額は、お子さんの年齢や世帯の所得等に応じて定められています。

＊3歳以上児の保育料は無償です。給食費及び延長保育料は実費徴収です。

○納付については、原則として口座振替（保護者の預貯金口座からの振替）によりお願いします。口座振替の手続き用紙は入所時に送付しますが、市内各金融機関（または、市役所保育課）にも置いてありますのでご利用ください。

○こども園では、園長が保育料の納付受付を行うとともに、保育料未納者に対する未納通知の配布及び納付督促を行っております。児童の健全な育成とこども園の円滑な運営のため、保育料は、必ず指定納付期限内に納付してください。

＊期限までに納付されない場合、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、「相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例」に定める延滞金が発生する場合があります。

＊児童福祉法の定めにより保育料の滞納者に対して、勤務先・金融機関・生命保険会社等の各機関に対する財産調査や、差押等の滞納処分を行う場合があります。

＊在園中は、自己都合等で長期間欠席の場合でも、保育料はお支払いいただきます。

○保育料の納付については市役所保育課（直通 042-769-8341）へお問い合わせください。

13 預かり保育について（1号認定）

○本園では、次の2種類の一時預かり保育を行っています。

	預かり保育	一時保育
対象	在園児	在園児・在園児以外の就学前の乳幼児
実施日	登園日	登園日以外の月曜日から金曜日 （長期休業日、振替休業日など）
保育時間及び 保育料	①8:30～9:00 100円 ②教育時間終了後～16:30 500円	8:30～16:30（3歳以上児） 4時間まで 500円 4時間以上 1,000円 主食費 50円 副食費 220円
利用申し込み	原則として前月の20日まで＊1	随時
保育料の支払い	最寄りの金融機関で支払い＊2	当日、現金払い

＊1 預かり保育の利用申し込みについて

前月20日までに、「幼稚園型一時預かり保育申込書」（園の事務所にあります。）を園に提出してください。ただし、突発的な事情がある時には、園にご相談ください。

＊2 預かり保育利用料の支払いについて

翌月始めに前月分の納付書を発行しますので、発行月の20日までに、最寄りの金融機関でお支払いください。園で支払うことはできません。

- ・預かり保育、一時保育利用料が無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定申請書）を受けることが必要です。園に前月10日までに申請書を提出してください。

14 登園・降園について

保護者が責任をもって送迎してください。代理人が送迎する場合は、必ず園に連絡してください。

【バス通園】

- (1) 通園バスを利用できる年齢は、3歳児以上のクラスとなります。
- (2) 通園バスは、3コース（たんぽぽ号・すみれ号・ちゅうりっぷ号）で運行します。
- (3) 運行予定表は災害時の対応に備えて保存しておきましょう。（4月に配布）
- (4) 到着予定時刻の5分前にバス停でお待ちください。安全確保のため、必ず手をつないで待ちましょう。
*交通事情により、到着時刻が前後する場合がありますので、ご了承ください。
- (5) 通園バスを利用する場合は、利用月10日前までに所定の用紙を園に提出してください。
通園バス利用を変更及び中止される場合は、所定の用紙を園に提出してください。
- (6) 教育認定の子ども（1号認定）への教育・保育の提供日のみ、バス運行業務を実施します。
（小学校等と同様に、春夏冬休みがあり、これらを除きます。）
- (7) 通園バス使用料 往復2,000円 片道1,000円
（バス運行がない8月にもバス代がかかります。月額、年12回）

【1号認定児送迎通園】

- (1) 登園時間は9時00分です。
- (2) 降園時間は一日保育の日は14時00分に、半日保育の日は、11時30分に迎えに来てください。（バスが降園時間に園を出発しますので、十分気を付けてください。）

15 その他

- (1) 保護者の勤務地等に変更があったときは、園や市の担当課へ提出いただく書類がありますので、速やかに園長に申し出てください。
 - 「利用契約の一部を変更する契約書」を提出する主な例
支給認定保護者の氏名、利用する子どもの氏名、住所が変更になった場合
 - 「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書兼変更事項届出書」を提出する主な例
住所、氏名、電話番号、保育を必要とする事由、保育の必要量(保育短時間または保育標準時間)、家族・勤務・傷病等の状況、出産予定・産休・育児休暇等の変更
 - 「登降園調査票変更届」を提出する主な例
住所、電話番号、勤務の状況(就職・退職等)、送迎時間・方法、保育時間、緊急連絡先等の変更
 - 市外へ転出する予定がある場合は、緑子育て支援センター（藤野担当）(042-687-5515)にも連絡してください。そのままふじのこども園に通う場合でも手続きが必要です。
- (2) 無断欠席が1か月以上になった場合は、退園していただくことがあります。
- (3) 退園される方は、退園を希望する日の10日前までに書類を提出してください。また、延長保育の申込み及び辞退をされる方は、前月の20日までに書類を提出してください。
手続きが遅れますと、利用していなくても保育料を納めていただくことがありますので、期日厳守をお願いします。

- (4) 保育に関する苦情（意見や要望）がありましたら、苦情受付担当者までお申し出ください。
また、第三者委員制度もご利用することができます。市から委嘱を受けた第三者委員の方が
苦情（意見や要望）をお聴きします。第三者委員のお名前と連絡先については、園内の玄関
左の掲示板に掲示しています。
- (5) こども園でお預かりする個人情報については、適切に管理します。園の行事等では自分のお
子さんを中心に写真の撮影をしていただくことはできますが、SNSなどの電子媒体への投
稿、動画配信はご遠慮ください。園児及び職員の個人情報が流出することのないようご協力
ください。
- (6) 個人で使用する教材につきましては、保護者負担とし、その都度集金させていただきます。
（生活保護受給世帯等につきましては教材費の一部が給付される場合があります。）
- (7) 送迎中、駐車場内ではお子さんの安全に配慮をお願いします。
- (8) 駐車場はゆずり合ってご利用いただき、アイドリングストップにご協力ください。
- (9) 送迎時の車上荒らし等には十分ご注意ください。
- (10) 育児についての悩み等がありましたら、園長はじめ担当職員にご相談ください。また、個人
面談は随時受け付けています。
- (11) ふじのこども園は、風水害時の避難場所に指定されています。あらかじめご了承ください。

16 入園までに用意するもの

あか組 (0・1歳児)	☐ 1 手ふき用タオル 2枚 (30cm×30cmループ付) ☐ 2 上履き(1歳児) ☐ 3 園庭用靴 ☐ 4 園庭用靴袋(ナイロン製) ☐ 5 着替え用肌着・肌着・靴下 3着程度 ☐ 6 毎日の着替え一式(別紙参照) 1組 ☐ 7 手さげ袋(汚れ物用・ナイロン製) (30cm×35cm位) ☐ 8 食事用エプロン 3枚	☐ 9 午睡用布団上下(120cm×90cm位) ※子ども用 袋形カバー付 タオルケット(夏季用) ☐ 10 ビニール袋1束(エプロン用) (35cm×25cm位) ☐ 11 紙パンツ(おむつ) 1日5～6枚 ※1枚ずつお腹側に記名 ☐ 12 おしり拭き 1パック
もも組 (2歳児)	☐ 1 手ふき用タオル 1日3枚 (30cm×30cm ループ付) ☐ 2 上履き(ハーフシューズなど) ☐ 3 園庭用靴 ☐ 4 園庭用靴袋(ナイロン製) ☐ 5 着替え用肌着・肌着・靴下 3着程度 ☐ 6 毎日の着替え一式(別紙参照) 1組 ☐ 7 手さげ袋(汚れ物)(30cm×35cm位) ☐ 8 通園リュック	☐ 9 午睡用布団上下(120cm×90cm位) ※子ども用・袋形カバー付 ☐ 10 紙パンツ(おむつ) 1日5～6枚 ※1枚ずつお腹側に記名 ☐ 11 おしり拭き 1パック
そら組 (3歳児) ほし組 (4歳児) たいよう組 (5歳児)	☐ 1 手ふき用タオル そら組1日3枚 ほし組1日3枚 たいよう組1日3枚 (30cm×30cm ループ付) ☐ 2 上履き(ハーフシューズなど) ☐ 3 上履き袋 ☐ 4 園庭用靴 ☐ 5 園庭用靴袋(ナイロン製) ☐ 6 毎日の着替え一式(袋つきのもの) 1組 (別紙参照) ☐ 7 着替え用肌着・肌着・靴下 2着程度 ☐ 8 手さげ袋・製作持ち帰り用 (30cm×35cm位) ☐ 9 手さげ袋・汚れ物用(30cm×35cm位) (ナイロン製)	☐ 10 通園リュック ☐ 11 午睡用布団上下(120cm×90cm位) ※子ども用・袋形カバー付 タオルケット(夏季用) (2号そら組・ほし組) ☐ 12 水筒(ひもなし) 毎日持参 ☐ 13 コップ・袋 (ほし組・たいよう組) コップ・袋(そら組)

※持ち物にはすべて記名をお願いします。